

氏 名	リュウ 劉	ギョウ 暁	ホウ 峰
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)		
学 位 記 番 号	文 博 第 163 号		
学位授与の日付	平 成 12 年 9 月 25 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当		
研究科・専攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻		
学位論文題目	古代日本における中国古代年中行事の受容		

論文調査委員 (主 査) 教 授 鎌 田 元 一 教 授 藤 井 讓 治 助 教 授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、古代日本における中国年中行事の受容の様態を、卯杖・踏歌・寒食・冬至の四つの年中行事を素材に検討し、新たな視点から日中古代の文化交流の実相に迫ろうとしたものである。全体は、日中両国それぞれにおける年中行事の研究史と本論文の基本的立場を述べた序章、総括にあたる終章のほかに、4章から構成される。

第一章「卯杖考」は、毎年正月上卯日に厭鬼、延年益寿を願って行なわれる年中行事「卯杖」の成立過程を検討し、それが古く隋唐以前に伝来した漢の習俗「剛卯」の影響を受けて成立したこと、また「踏歌」とも密接な関係にあることを明らかにしたものである。

年中行事の成立には一般には暦の使用が前提となるが、日本古代における中国年中行事の受容は必ずしも暦法の正式伝来をもって始められたわけではない。中国古代の暦法の形成史は長期に及ぶものであること、日本と中国の交流が長期間に亘るものであること、この二つを併せ考えれば、年中行事のなかには暦法の正式な伝来よりも早くに伝わったものがあることは十分に予想される。従来の日本の年中行事研究では、それらが整備されてくる律令時代以後、特に平安時代に研究の中心があるためか、中国歳時文化の影響については唐の行事の輸入としてのみ考えられがちであったが、本章ではまず、中国古代年中行事が隋唐文化の大規模に伝来した奈良・平安時代以前に既に伝わっており、日本の固有の文化と融合・一体化し、それが隋唐歳時文化の受け皿になったとする独自の見解が示される。「卯杖」の成立過程の検討は、次章で取り上げられる「踏歌」のそれとともに、その実証的研究としての意味を担っている。

日本の「卯杖」が、中国の「剛卯」の風習とわが国の年木の信仰との習合によって成立したとする見解は、これまでも一般に行われているところである。しかし「剛卯」の習俗が王莽の時に始まるとする誤解にその一端が示されるように、従来はそれがもっぱら漢朝の習俗であり、その後は急速に廃れるということが明確に認識されてはこなかった。本章では、「剛卯」はもともと劉氏の漢王朝を祝福するためにできたものであり、そのため王莽の新を始め、後の王朝には危険な習俗として嫌われ、後漢に取って代った曹魏以降、少なくとも両晋の時代にはその風習は衰えていたこと、したがってその伝来は隋唐以前としか考えられないことが明らかにされる。その具体的な伝来の時期およびルートについては、日本古代の「帰化人」についての既往の研究を参考に、四世紀末の応神朝ごろに渡来したと伝える東西の漢氏に注目する。かつて中原地域より楽浪地方に移住した漢人集団が、五胡十六国時代に入り、北方騎馬民族国家の成立によって南へ帰るルートを断たれ、また戦火を避けるために朝鮮半島に移住し、さらに戦火が及ぶにいたって止むを得ず船に乗って新天地を求めたもので、彼らは、長期に亘る戦乱のなかで転々と移動しながら、一家族、一集団の団結を維持するために、「剛卯」のような中国大陆ではすでに消滅した習俗を守りつづけ、最終的に日本にもたらす結果になったとの見解が示される。

最後に、文献記録や一部の神社に残る神事の例から、漢人の「剛卯」の習俗から変化してきた「卯杖」は「踏歌」と特別な近縁関係にあることが指摘され、次章で検討の対象となる「踏歌」の伝来時期についても再検討すべきことが示唆される。

第二章「中日踏歌考」では、これまで研究の不十分な古代中国の「踏歌」発展の歴史に詳細な検討が加えられ、その成果

の上に立って、古代日本における「踏歌」の受容について「二重受容」という斬新な仮説が提示される。

従来の研究では、日本古代の「踏歌」の起源をもっぱら唐王朝文化の影響に求めるのが通説であった。しかし、唐の正月十五日上元節の行事の中心は観燈と紫姑信仰にあり、それに比べて「踏歌」は単なる上元節の催しの一つにとどまり、ほとんど重視されていない。これに対し、日本では節日も十六日とされ、踏歌節会は、元日節会・白馬節会と並ぶ年頭の重要な節会として独立した存在となっている。また、『六国史』における「踏歌」の初見である持統天皇七年正月丙午条、同八年正月辛丑条、同癸卯条において、「踏歌」を奏する主体に「漢人」と「唐人」の両者が見え、特に八年の二つの記事にあっては、わずかに二日をおいて両者が書き分けられている。論者はこれらの事実に注目する一方、『西京雜記』戚夫人条の再検討を通じて漢人の正月踏歌の存在を確認する。さらに中国の従来の研究においても不明であった上古の「帝嚳女脣」信仰から六朝の紫姑信仰に至るまでの数百年の空白を埋め、中国の「踏歌」がそれらの民間信仰にともなう歌舞として存在したことを明らかにする。

上記の仮説は、これらの諸点に基づき、日本古代の「踏歌」を唐の行事を直接摂取したものとする通説を批判し、隋唐以前の中国年中行事の影響にその原点を求めるべきことを主張するものである。そのような基盤の上に律令国家成立期、改めて唐の歳時文化が摂取されたのであり、両者の重なりの上に宮廷年中行事としての「踏歌」が形成されたことが明らかにされる。また、その伝来のルートについては、熱田神宮の「踏歌」を研究対象として、隋唐以前の「踏歌」に関する歳時文化はまず尾張から受容され、後に天武朝に至って宮廷に伝えられたのではないかと推定が示される。

第三章「寒食不入日本考」は、中国年中行事の「寒食」が何故日本に伝来しなかったのかを検討し、その原因について考察したものである。

唐の年中行事と奈良・平安の年中行事の全貌を視野に入れて、双方を比較すると、唐の年中行事の一部分だけが日本に伝来したことがわかる。その伝来しなかった年中行事として、「寒食」は最も典型的なものである。「寒食」は、『荆楚歳時記』の注によれば周代にも遡る古い習俗で、特別の伝説とも結びついて中国社会に広く流行したが、唐においても国家的に重要な年中行事とされていた。唐制では墓参のために官吏達から官奴婢に至るまで休暇が与えられ、一定期間の断火という特別な禁忌行事を催し、その後宮廷から火を賜い、宴を開き、盛大な祝賀を行なった。このように長い流行史があり、かつ特別な伝説と特殊な風俗・習慣や禁忌がある年中行事は、唐の代表的な年中行事といって過言ではない。唐令の伝来や年中行事書の伝来、および入唐した日本人の見聞から、「寒食」の存在は当時の日本人に十分知られていたはずである。にもかかわらず、「寒食」は伝来しなかった。

論者は、古代日本の文化に見られる穢れの観念を取り上げ、そこに「寒食」が意識的に排除された理由を見ようとする。中国文化の受容に穢れの観念が大きな影響を与えている事例は、他に大饗における方相氏の役割の変化や恩赦制度における赦宥儀礼の廃止にも見られるとし、唐の寒食行事もまた、それと深く関わる死への観念において、古代日本人の死・罪・清浄などに対する認識に抵触するものがあったとの見解が示される。

第四章「日本冬至考」は、古代日本における中国年中行事の受容という視点から、改めて古代日本の「冬至」について考察したものである。

「冬至」は中国の代表的な年中行事の一つであり、日本古代の年中行事に多大な影響を与えた唐王朝においても、「冬至」は朝廷から民間まで正月と同等に重要視された。その「冬至」の行事が日本に伝来したことは『続日本紀』から確認できるが、平安初期の『内裏式』『儀式』から中世の『建武年中行事』に至るまでのあらゆる儀式書には、「冬至」は年中行事として収録されていない。古代日本において「冬至」はどのように受容されたのか。なぜ「冬至」が年中行事から除外されたのか。「冬至」が排除された背後にはいかなる原因があるのか。本章では、日中両国の「冬至」に関する記事の考察を通じて、これらの問題が検討される。

まず『続日本紀』の記事の詳細な検討を通じて、これまで認識されている以上に多数の「冬至」関係記事を抽出し、唐のそれとほぼ一致する内容の行事が文武朝から桓武朝に至るまで連続的に確認されることが明らかにされる。それが最高潮に達したのが桓武天皇の祭天の儀である。その「冬至」が最終的に日本の歳時文化から除外された原因については、大嘗祭およびその関連行事の存在が指摘され、その背後に中国の「冬至」と深く関わる天命思想の「徳治」論理と大嘗祭の「血脉」論理との異質性が潜んでいるとの判断が示される。また、律令国家の成立期に天命思想がすでに意識的に排除されていたと

いう既往の学説を批判し、「冬至」の受容と災異思想の受容の事実から、天命思想が完全に排除された時期を九世紀以後に求めるべきとの重要な指摘がなされる。

終章では、本論文における研究の意義が改めて整理され、年中行事研究が持つ歴史研究としての可能性が展望される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、古代日本における中国年中行事の受容の様態を、卯杖・踏歌・寒食・冬至の四つの年中行事を素材に検討し、日中古代の文化交流の実相に迫るとともに、それを通じて日本古代社会の特質を究明し、併せて年中行事研究が持つ歴史研究としての可能性を探ろうとしたものである。全体は、日中両国それぞれにおける年中行事の研究史と本論文の基本的立場を述べた序章、総括にあたる終章のほかに、四章から構成される。

本論文の優れた点としてまず第一に挙げられるべきは、日中両国の年中行事の全貌を視野に入れ、その上に立って、中国年中行事のさまざまな伝来・受容の様態を全体的に考察している点である。従来は、個々の年中行事ごとに中国のそれと比較し、その影響・受容の問題を論じることはしても、このような視角には乏しかった。また、従来の研究にあっては、日本の宮廷年中行事が整備されてくる律令時代以後、とりわけ平安時代に研究の中心があるためか、中国歳時文化の影響についてはもっぱら唐の行事の輸入としてのみ考えられがちであったが、論者はまず、日本の年中行事のなかには古く隋唐以前の中国歳時文化の影響にその原点を求めるべきものがあることを指摘する。中国古代の年中行事の一部が隋唐文化の大規模に伝来した奈良・平安時代以前に既に伝わっており、日本の固有の文化と融合・一体化し、それが隋唐歳時文化の受け皿になったとするのである。法や政治制度についても従来同様のことが指摘されており、日中の古くからの長期にわたる交流を思えばこれは自然な考え方であるが、その例証として取り上げられたのが「卯杖」と「踏歌」である。また論者は、従来の研究が日本に伝来した年中行事にのみ目を向けがちであるのに対し、中国では非常に重要な年中行事であるにもかかわらず、全く伝来しなかったもの、一旦伝来はしたものの、後に意識的に日本の年中行事から排除されたものにも目を向ける。「寒食」は前者の例として、「冬至」は後者の例として検討の俎上に上せられているのである。

本論文に取り上げられた四つの年中行事は、いずれもこのような明確な意図のもとに実証的研究の対象とされたものであるが、その研究を通じて日本古代社会の特質の一端が改めてあぶりだされ、また確実な文献史料に乏しい五・六世紀以前の歴史研究に対する一つの可能性が提示されることとなる。隋唐以前に伝来した行事、日本に受容されなかった行事については、いずれも従来ほとんど注意が払われておらず、ここに中国年中行事の受容の全体像を解明しようとする本論文の価値がよく示されたものと言えよう。以下、各章の内容について具体的にみていくこととする。

第一章「卯杖考」は、毎年正月上卯日に厭鬼・延年益寿を祈って行なわれる年中行事「卯杖」の成立過程を検討し、それが古く隋唐以前に伝来した漢の習俗「剛卯」の影響を受けて成立したことを明らかにしたものである。日本の「卯杖」が中国の「剛卯」の風習とわが国の年木の信仰との習合によって成立したとする見解は、これまでも一般に行なわれるところであるが、「剛卯」の習俗が王莽の時に始まるとする誤解にその一端が示されるように、従来はそれがもっぱら漢朝の習俗であり、以後急速に廃れるということが明確に認識されてはこなかった。本論文において「剛卯」はもともと劉氏の漢王朝を祝福するものであり、そのため王莽の新を始め、後の王朝には危険な習俗と見做され、曹魏以降、少なくとも両晋の時代にはその風習は衰えていたこと、したがってその伝来は隋唐以前としか考えられないことが明らかにされたことは重要である。論者は、その具体的な伝来の時期およびルートについて、四世紀末の庾神朝ごろに渡来したと伝える漢氏に注目し、かつて中原地域より楽浪地方に移住した漢人集団が、その後北方騎馬民族国家の成立によって南へ帰るルートを断たれ、戦火を避けるために朝鮮半島に移住し、さらに船に乗って新天地を求めたもので、彼らは長期にわたる戦乱のなかで転々と移動しながら、一家族、一集団の団結を維持するために、「剛卯」のような中国大陆では既に消滅した習俗を守りつづけ、最終的に日本にもたらす結果になったというスケールの大きな仮説を提示している。漢氏の故地については朝鮮南部の加羅地方と考えるのが今日の一般的理解であるが、そのなかに楽浪郡から移住した漢人が含まれる可能性は否定しきれず、今後議論をよぶ学説と言えよう。

第二章「中日踏歌考」では、これまで研究が不十分であった古代中国の「踏歌」発展の歴史に詳細な検討を加え、その成果の上に立って、日本古代の「踏歌」を唐の行事を直接摂取したものとする通説を批判し、中国歳時文化の「二重受容」と

いう観点が提示される。すなわち、日本の「踏歌」は隋唐以前の中国年中行事の影響にその原点が求められ、そのような基盤の上に律令国家成立期、改めて唐の歳時文化が摂取され、両者の重なりの上に宮廷年中行事としての「踏歌」が形成されたことが明らかにされる。「踏歌」の初見である『日本書紀』持統天皇七年、同八年の三つの記事において、「踏歌」を奏する主体に「漢人」と「唐人」の両者が見え、特に八年の二つの記事にあっては、わずかに二日において両者が書き分けられていることに注目した点は鋭い。第一・第二章の検討を通じて、同じく隋唐以前に伝来した年中行事のなかにも異なる類型のあることが明らかにされた点が貴重である。

第三章「寒食不入日本考」は、中国年中行事の「寒食」が日本に受容されなかった原因について考察したものである。論者は、古代日本の文化に見られる穢れの観念に着目し、そこに「寒食」が意識的に排除された原因を見ようとする。中国文化の受容にあたって穢れの観念が大きな影響を与えている事例は、他に大饗における方相氏の役割の変化や恩赦制度における赦宥儀礼の廃止にも見られるとし、唐の寒食行事もまた、それと深く関わる死への観念において、古代日本人の死・清浄などに対する認識に抵触するものがあったとの見解が示される。

第四章「日本冬至考」は、古代日本における中国年中行事の受容という視点から、改めて日本古代の「冬至」について考察を加えたものである。唐の「冬至」の行事が日本に伝来したことは『続日本紀』から確認されるが、平安初期の『内裏式』『儀式』から中世の『建武年中行事』に至るまでのあらゆる儀式書において、「冬至」は年中行事として収録されていない。なぜ「冬至」は年中行事から除外されたのか、その背後にはいかなる原因があるのか、本章では、日中両国の「冬至」に関する記事の考察を通じて、これらの問題が検討される。

そこではまず、『続日本紀』の記事を詳細に検討することにより、これまで認識されている以上に、その三倍にも及ぶ「冬至」関係記事が抽出され、唐のそれとはほぼ一致する内容の行事が文武朝から桓武朝に至るまで連続的に確認されたことが重要である。これによって律令国家成立時に、「冬至」が国家的行事として積極的に受容されたことが明確になった。それが最高潮に達するのが桓武天皇の祭天の儀である。その「冬至」が最終的に日本の年中行事から除外された原因について、論者は大嘗祭およびその関連行事の存在を挙げ、その背後に中国の「冬至」と深く関わる天命思想の「徳治」論理と大嘗祭の「血脈」論理との異質性が存在したことを指摘する。また、律令国家の成立期にすでに天命思想が意識的に排除されていたという既往の学説を批判し、「冬至」の受容と災異思想の受容の事実から、天命思想が完全に排除された時期を九世紀以後に求めるべきだとした指摘も極めて重要である。

このように、本論文は、日本古代の年中行事研究として、従来にない優れた内容を持つが、もちろん不十分な点、疑問な点がないわけではない。たとえば「寒食」が日本に受容されなかった理由を単に穢れ観念によって説明しうるか、といった点がそれである。しかし、それらは論者を含めて今後さらに検証されていくべきことであり、本論文の持つ独創的な価値を損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2000年7月26日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。